

# 令和7年度 第2回能代市活力ある高齢化推進委員会

日 時 令和8年3月9日(月)  
午後6時45分～  
場 所 能代市役所 会議室9・10

## 次 第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 案件
  - (1) 能代市地域包括支援センターの運営協議について … P 1
  - (2) その他
    - ・ 能代市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業  
計画策定に向けて … P 8
    - ・ 能代市介護サービス事業経営戦略の改定について … P 9
    - ・ 能代市生活支援ハウスについて (資料なし)
- 4 その他
- 5 閉会

## 令和7年度能代市地域包括支援センター事業実績

場所：市内4カ所（本庁・北・南・二ツ井）

開館：月～土（日・祝・年末年始除く） ※時間外・夜間は電話転送対応

時間：午前8時30分～午後5時15分（本庁、南）

午前8時30分～午後5時30分（北、二ツ井）

### 1. 包括的支援事業

#### (1) 総合相談支援事業

##### ①相談方法（延べ件数）

（単位：件）

	R5年度	R6年度	R7. 12月末	R7. 12月末			
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
電話	11,087	9,929	8,388	3,972	1,540	1,677	1,199
来所	1,059	1,409	767	219	259	115	174
訪問	3,529	3,365	3,026	1,543	484	547	452
メール、その他	—	66	15	0	0	9	6
<b>合計</b>	<b>15,675</b>	<b>14,769</b>	<b>12,196</b>	<b>5,734</b>	<b>2,283</b>	<b>2,348</b>	<b>1,831</b>

##### ②主な相談内容（延べ件数）

（単位：件）

	R5年度	R6年度	R7. 12月末	R7. 12月末			
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
介護相談	6,836	6,762	5,129	2,485	690	948	1,006
介護予防・生活支援サービス	1,505	804	798	208	110	452	28
施設相談	1,590	1,132	791	351	137	158	145
医療・健康	1,811	1,525	1,320	368	200	560	192
高齢者福祉	674	730	489	75	106	296	12
情報収集・提供	5,896	7,306	7,016	1,878	2,074	1,510	1,554
身体障がい関係	272	171	76	11	20	39	6
虐待関係	165	144	111	13	39	54	5
権利擁護関係	561	444	379	155	126	96	2
認知症関連	1,395	1,019	878	110	159	492	117
その他	335	492	440	80	25	223	112
<b>合計</b>	<b>21,040</b>	<b>20,529</b>	<b>17,427</b>	<b>5,734</b>	<b>3,686</b>	<b>4,828</b>	<b>3,179</b>

※その他…介護者の離職・転職を含む

#### (2) 権利擁護事業

##### ①主な相談内容（延べ件数）※再掲

（単位：件）

	R5年度	R6年度	R7. 12月末	R7. 12月末			
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
虐待関係	165	144	111	13	39	54	5
権利擁護関係	561	444	379	155	126	96	2
<b>合計</b>	<b>726</b>	<b>588</b>	<b>490</b>	<b>168</b>	<b>165</b>	<b>150</b>	<b>7</b>

##### ②虐待に関する相談（実人員）

※包括支援センター及び長寿いきがい課

項目	R5年度	R6年度	R7. 12月末
「虐待の疑い」通報件数	14	12	12
「虐待」認定件数	0	4	3

(3) 包括的・継続的マネジメント事業（ケアマネジャー支援及び地域連携）

	R5年度	R6年度	R7. 12月末				
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
ケアプランチェック（件数）	788	795	643	265	133	151	94
ケアマネ研修会（回数）	4	4	3	1	1	0	1
ケアマネ研修会（参加人数）	268	263	194	62	53	0	79

※R7年度ケアマネ研修会

7月：ケアラー・ヤングケアラーへの支援について（会場：広域交流センター 79名参加）

9月：対話で変わる相談支援のコツ～利用者と“わかりあえる”ために（会場：広域交流センター 62名参加）

11月：本人らしさに気付くアセスメント・意向を大切にしたい支援（会場：広域交流センター 53名参加）

(4) 地域ケア個別会議

	R5年度	R6年度	R7. 12月末				
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
回数	18	18	14	5	5	2	2

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) サービス・活動事業

①通所型サービス

通所型短期集中介護予防教室（通所C）

複合プログラム	R5年度	R6年度	R7. 12月末				
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
回数	120	84	68	24	14	18	12
延べ参加者	790	573	409	91	149	115	54

運動器機能向上教室	R5年度	R6年度	R7. 12月末	※公募事業者に委託して実施。 参加者のケアプランは包括が作成する。			
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
回数	192	180	148				
延べ参加者	1,822	1,847	1,545				

②介護予防支援事業（ケアマネジメント）（対象：総合事業サービス利用者）

	R5年度	R6年度	R7. 12月末				
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
件数	4,230	3,953	2,863	1,227	602	617	417
うち包括	2,135	1,994	1,461	683	293	287	198
うち委託	2,095	1,959	1,402	544	309	330	219

(2) 一般介護予防事業

1) 介護予防普及啓発事業

①一般健康相談

	R5年度	R6年度	R7. 12月末				
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
回数	13	34	26	9	11	5	1
延べ参加者	340	668	545	182	139	208	16

②一般介護予防教室

	R5年度	R6年度	R7. 12月末				
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
回数	234	220	200	35	39	40	86
延べ参加者	3,097	3,232	3,020	958	1,094	362	606

③出前講座

	R5年度	R6年度	R7. 12月末				
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
回数	90	105	80	26	27	20	7
延べ参加者	1,725	2,000	1,410	604	378	338	90

④介護予防教室参加者に対する自主グループ立ち上げ支援

	R5年度	R6年度	R7. 12月末				
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
自主グループ数	2	3	5	0	1	2	2

3. 任意事業

(1) 家族介護支援事業

※上段：回数 下段：延べ参加者数

	R5年度	R6年度	R7. 12月末				
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
介護講座、実技、情報交換等	31	31	25	8	4	9	4
	139	302	184	58	47	51	28
交流会、レク、お楽しみ会等	7	1	6	0	5	0	1
	20	16	97	0	81	0	16

4. 介護予防サービス計画作成（対象：要支援）

	R5年度	R6年度	R7. 12月末				
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
件数	3,485	3,360	2,610	1,133	315	673	489
うち包括	1,192	1,254	946	488	117	160	181
うち委託	2,293	2,106	1,664	645	198	513	308

5. その他

学生実習受け入れ

※包括支援センター受入分のみ記載

	R5年度	R6年度	R7. 12月末				
				本庁地域	北地域	南地域	二ツ井地域
延べ日数	11	44	16	8	6	1	1
実人数	26	34	36	16	17	1	2

# 令和8年度 能代市地域包括支援センター運営方針（案）

## 1. 方針策定の趣旨

この運営方針は、能代市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の目的、具体的な運営方針等を明確にし、センターの業務が円滑で効果的な実施に資することを目的に定めるものとします。

## 2. センターの目的・設置

センターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、自立した尊厳ある生活を続けられるよう、健康保持、生活の安定に必要な相談や支援を行うことにより、保健、医療及び福祉の向上を包括的かつ継続的に支援することを目的とします。

能代市（以下「市」という。）は、日常生活圏域を「本庁」、「北」、「南」、「二ツ井」の4つに分け、委託によりセンターを設置、運営を行います。

## 3. 基本的な運営方針

市は、「能代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」において、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進することとしております。また、高齢者のみならず、地域の複雑かつ複合的な課題の相談に応じる重層的な支援体制の整備について、関係機関等と連携し支援を進めるとしております。

センターは、「地域包括ケアシステム」の中核的機関として、日常生活圏域ごとのニーズを的確に把握し、関係機関等の協力を得て、地域においてセンターの業務を実施します。

市は、センター運営業務が円滑に実施されるよう支援してまいります。

## 4. 運営における基本視点

### (1) 「公益性」の視点

市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることから、公平・公正で中立性の高い事業運営を行います。

### (2) 「地域性」の視点

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的機関であるため、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

### (3) 「協働性」の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）の3職種がそれぞれの専門性を生かし、相互に連携、協働しながら多様な視点から問題の解決を図るチームアプローチの考え方を基本とします。また、地域の医療・保健・介護の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携・協働の支援体制を構築します。

## 5. センターの業務

### (1) 包括的支援事業

- ①総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）
- ②権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）

- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
  - ①サービス・活動事業（法第115条の45第1項第1号）
  - ②一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）
- (3) 任意事業（法第115条の45第3項）
- (4) 指定介護予防支援事業
- (5) その他協力事業等

## 6. 業務推進の方針

### <共通事項>

- (1) 事業の計画的実施  
センターは、地域の実情に応じた課題を把握し、実績を踏まえた検証を行い、適正な業務を計画実施します。
- (2) 法令等の遵守  
センターの運営にあたり、法ほか関係法令を遵守します。
- (3) 職員のスキルアップ  
センター職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修や講演会等に積極的に参加するとともに、各職員が共有し、全体のスキルアップを図ります。
- (4) 連携体制  
センターは、市の主催する定例会議に参加し、情報共有と連携・協働を図ります。また、センターは、医療・介護・福祉等関係機関、社会福祉協議会、民生委員、権利擁護センター、生活支援コーディネーター及び地域活動団体等、関係する機関等との連携を強化し、地域高齢者が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。
- (5) 個人情報保護・守秘義務  
センターが収集した情報について、個人情報保護に努めつつ個人の利益を最大限に尊重していきます。
- (6) 広報活動  
センターの業務を適切に実施し、地域住民の理解と協力を得るため、広報誌のほか、出前講座、イベント等への積極的な参加により広報活動を実施します。
- (7) 緊急時の対応  
夜間や緊急時に備え、予め必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順を定め、対応します。
- (8) 相談記録や事例の分類方法  
市の示した方法で整理し、相談システムへ入力・報告します。
- (9) センターの事業評価  
国の統一した指標並びに市独自の指標を用いて評価を行います。組織運営体制、個人情報の管理、利用者満足度の向上、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援以上の項目について評価し、各課題の要因や背景を分析し、解消に向けた方策を検討・実施します。
- (10) 地域包括支援センター運営協議会（活力ある高齢化推進委員会）  
市が開催する「地域包括支援センター運営協議会（活力ある高齢化推進委員会）」に、必要に応じて市から依頼があった場合、センター職員が出席し、前年度の活動実績やセンターの課題について発表、委員から出された課題の検討を行います。

## ＜具体的運営方針＞

### 1. 包括的支援事業

#### (1) 総合相談支援事業

##### ①総合相談支援

高齢者に関する各種の相談に対し、関係機関等と連携し、総合的に対応するとともに、訪問等により指導及び助言を行います。また、高齢者又はその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続きの受付、代行の便宜を図る等、利用者の立場に立って適切なサービスの調整を行います。

複雑かつ複合的な課題の相談に対し、重層的支援体制整備事業を活用し、3職種が連携して支援を行います。

また適宜必要時にはケース会議を開催し、高齢者の迅速適正な支援を行います。

相談システムへの入力には相談の都度随時行い、市から示された分類に沿って、整理入力を行います。

##### ②実態把握

高齢者や家族等から相談を待っているだけでは、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見することが困難であるため、センターは「ニーズ調査」結果や地域のネットワークなどの情報から、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行い、支援が必要な人を浮き上がらせ支援を行います。

また、地域ごとの高齢者の生活ニーズを把握し、地域課題の発見や解決へ繋げていきます。

#### (2) 権利擁護事業

##### ①高齢者虐待への対応

センターは、高齢者虐待の防止と早期発見に努めます。また、虐待の事例を把握した場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら迅速に適切な対応を行います。あわせて、センターは市が開催する「高齢者虐待コア会議」に参加し、市や関係機関と連携を図りながら、対応・支援を行います。

##### ②成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる高齢者には、中核機関等と連携・協力を行いながら、適切な介護サービス等の利用につながるよう支援するとともに、成年後見制度の手続き方法等について説明し、円滑に制度が利用できるよう支援します。

##### ③消費者被害への対応

民生委員や介護サービス担当者等と連携し、情報収集に努め被害を未然に防ぐよう支援するとともに、消費生活相談センター等と連携を図り、問題解決に努めます。

#### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

##### ①包括的・継続的なケアマネジメント体制整備

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主治医や介護支援専門員等関係機関との連携体制を整備します。

##### ②介護支援専門員等への支援

介護支援専門員に対し、日頃から専門的な見地による相談に応じるとともに、困難事例については、地域ケア会議の開催や具体的な支援方針を検討し助言します。

また、介護支援専門員の資質向上のための研修会等を実施します。

##### ③地域ケア会議の開催

センターは、法第115条の48に基づき、地域ケア会議を開催し、個別ケースについて自立支援に資するケアマネジメントの支援、困難事例等に対する相談・助言、参加者の資質向上と関係職種との連携を促進します。また、会議のなかでは、地域課題の検討を行います。なお、地域ケア会議は随時開催することとし、会議のメンバーには長寿いきがい課または市民福祉課の職員を加えることとします。

## 2. 介護予防・日常生活支援総合事業

### (1) サービス・活動事業

#### ①通所型サービスC（短期集中予防サービス）の実施

高齢者の生活機能を改善するため、運動器及び口腔の機能向上や栄養改善、リハビリテーションの視点を加え、複合的な予防プログラムによる予防教室を実施します。

#### ②介護予防ケアマネジメントの実施（第1号介護予防支援事業）

基本チェックリストの該当者（事業対象者）等が、生活機能の維持・改善が図られるよう、本人の意欲に働きかけながら目標志向型の計画を作成し、地域での社会参加の機会を増やすようにする等、地域で安心して生活できるよう介護予防ケアマネジメントを行います。

### (2) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の憩いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有するものを活かした自立支援に資する取組みを推進します。

開催については、原則として一定の地域・場所に偏ることなく実施することとします。

## 3. 任意事業

要介護者を在宅で介護している人等を対象とした介護教室、健康相談、介護者同士の交流会等を実施し、在宅介護の継続を支援します。

## 4. 指定介護予防支援事業

要支援1・2と認定された方で訪問看護、通所リハビリなど専門的なサービスを利用する方へ介護予防ケアマネジメントを行います。また、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託することができます。

なお、本事業の実施については、センターは別途法第115条の22の規定による指定介護予防支援事業所の指定をうけることとします。

## 5. その他協力事業等

(1) センターは、次の事業と連携・協力しながら、センター運営業務を行います。

①在宅医療・介護連携推進事業

②生活支援体制整備事業

③認知症総合支援事業

④地域ケア会議推進事業

⑤その他担当する日常生活圏域高齢者に関する事業

(2) 市主催以外の会議等について参加依頼があった際は、各センターで対応することとします。あわせて、会議内容・日程・参加者等について市へ報告することとします。

## 能代市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に向けて

### 1. 計画の策定について

第9期計画では、地域包括ケアシステムの深化、推進に向けたPDCAサイクルの過程として、第8期の自己評価結果を踏まえ、その「取組と目標」を定めております。

第10期計画の策定にあたっては、この地域包括ケアシステムの更なる深化（体制確保のための連携・介護予防・健康づくり・認知症ケア）に向けて「取組と目標」を定めていきます。

令和8年度に入りましたら、まずは計画の進捗管理と、地域の実態把握による現計画の評価、課題分析、施策や目標設定等の点検等を行い、次期計画における、より具体的な、継続したモニタリングが可能な指標を設定した目標、それを実現するための取組について検討を進めます。

また、地域の実態把握のための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を令和8年1月より、介護サービスの基盤整備にあたり、「サービス事業所調査」を2月より行っています。

### 2. 来年度の「活力ある高齢化推進委員会」について

第10期計画策定のため、令和8年度は5回の開催を予定しています。

開催月は令和8年7、9、10、11月、同9年2月を予定しています。

## ・能代市介護サービス事業経営戦略の改定について

### 【概要】

- ・国では、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知により、各地方公共団体において「経営戦略」を策定することを求めている。
- ・この「経営戦略」は、公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤の強化および財政マネジメントの向上を図ることを目的としている。
- ・市の「介護サービス事業経営戦略」は、平成29年2月に策定し、計画期間を平成28年度から令和7年度（平成37年度）までの10年間としており、今年度末で計画期間が満了することから、令和8年度からの経営戦略を3月中に改定しようとするもの。
- ・経営戦略の策定が必要な施設
  - 緑町デイサービスセンター
  - ふれあいデイサービスセンター

## 能代市介護サービス事業経営戦略(案)

団 体 名 : 能代市

事 業 名 : 介護サービス事業

策 定 年 月 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 <sup>8</sup>(2026) 年度 ~ 令和 <sup>17</sup>(2035) 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ア 老人デイサービスセンター ①緑町デイサービスセンター

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事業開始年月日	平成12年4月1日
事業の内容	老人デイサービスセンター	指定管理者制度導入 状	導入済(平成20年度~)
施設数	1	定 員	45 人
延床面積	530.14 m <sup>2</sup>	居室床面積	— m <sup>2</sup>
サービス日数	309 日	年延利用者数/日	10,488 人

##### ②ふれあいデイサービスセンター

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事業開始年月日	平成16年4月1日
事業の内容	老人デイサービスセンター	指定管理者制度導入 状	導入済(平成20年度~)
施設数	1	定 員	35 人
延床面積	560.48 m <sup>2</sup>	居室床面積	— m <sup>2</sup>
サービス日数	310 日	年延利用者数/日	7,783 人

(2) 現在の経営状況

平成20(2008)年度から指定管理者制度を導入しています。利用料金制を導入しており、介護報酬で運営経費を賄うこととしているため、市からの指定管理料の支払いはありません。

(3) これまでの主な経営健全化の取組

指定管理者制度により、適正かつ安定して管理運営しております。  
指定管理に関する基本協定に基づいて、市と指定管理者の費用負担を明確にし、経営健全化に取り組んでおります。

2. 将来の事業環境等

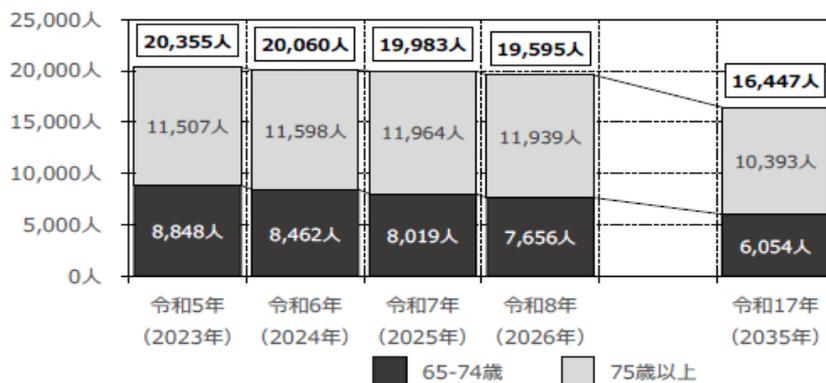
(1) 介護保険サービス事業における主な取組

能代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の基本理念である「地域で支えあい、高齢者が住み慣れたわがまち能代で、いつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくり」のもと、高齢者が介護や支援が必要となっても、一人ひとりが尊厳を持って心身ともに充実した日常生活を実感できる高齢社会を地域全体でつくりあげていくことを目指しております。  
その中において、デイサービス事業は、居宅介護ニーズの受け皿の一つとして重要な役割を担っています。

(2) 高齢者人口等の予測

高齢者人口は今後ゆるやかに減少していくものと推計しております。  
令和6(2024)年以降、「65-74歳」の前期高齢者は減少傾向にあり、「75歳以上」の後期高齢者も団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和7(2025)年をピークに減少していくものと予測しております。  
本計画期間の満了年である令和17(2035)年には、「65-74歳」の前期高齢者が6,054人、「75歳以上」の後期高齢者が10,393人まで減少していくものと思われます。

年齢3区分別人口の推移と推計



(出典：能代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

(3) 介護需要の予測

高齢者人口等の推計では、今後緩やかに減少していくことから、要介護(支援)認定者数も減少するものと予測しております。  
本計画期間の満了年度である令和17(2035)年度には、3,747人まで減少していくものと思われます。

## 要介護(要支援)認定者数の推計

単位:人

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和17年度 (2035年度)
総数	4,046	4,004	3,980	3,747
要支援1	369	327	314	320
要支援2	405	414	410	372
要介護1	1,095	1,142	1,138	1,059
要介護2	681	645	650	648
要介護3	540	492	492	505
要介護4	536	556	557	473
要介護5	420	428	419	370
うち第1号被保険者数	3,994	3,952	3,929	3,705
要支援1	369	327	314	320
要支援2	398	406	402	365
要介護1	1,076	1,127	1,123	1,047
要介護2	675	639	644	643
要介護3	532	485	486	500
要介護4	530	549	550	468
要介護5	414	419	410	362

(出典:能代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

### (4) 施設の見通し

両施設ともに建築から20年以上が経過しておりますが、継続的に使用していくため、「能代市公共施設等総合管理計画」に基づき、大規模改修や修繕の実施により長寿命化を図っております。引き続き、機能維持のための修繕等を実施しながら、適正に管理します。

### (5) 組織の見通し

指定管理者である社会福祉法人は、両デイサービス施設のほか、グループホーム施設や養護老人ホームの指定管理者として適正に管理しております。また、訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を運営するなど複合的に介護事業を展開しており、人材確保や育成に努めながら、良質なサービスを提供しております。  
今後も安定した介護サービス提供体制を確保できるよう、指定管理者との情報共有・連携を図ります。

## 3. 経営の基本方針

良質な介護サービスを安定的・継続的に提供できるよう、引き続き指定管理者制度を活用しながら、事業を継続していきます。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：指定管理者の現在の経営状況については、定期的に点検・評価・公表することとしています。

(2) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

### ① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	介護が必要となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、デイサービスセンターとして、効果的な役割を果たしていくため、機能維持に必要な修繕等を行うこととします。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	将来的には、耐用年数の到来時期における施設の老朽化状況や利用状況、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて施設のあり方について検討することとします。 ※耐用年数到来年度 ・緑町デイサービスセンター：令和22(2040)年度 ・ふれあいデイサービスセンター：令和45(2063)年度
新技術の導入に関する事項	—
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	指定管理制度(利用料金制)を導入済
その他	—

② 財源についての検討状況等

介護保険適用外の料金の見直しに関する事項	—
利用状況に関する事項	—
資金管理・調達・繰入金に関する事項	—
資産の有効活用に関する事項	—
その他	—

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	指定管理制度(利用料金制)を導入済
職員給与費の適正化に関する事項	—
組織体制の効率化に関する事項	—
その他	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	10年毎に改定を行うことを基本としますが、毎年度の進捗管理を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。
-------------------------	---